

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月3日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
南高等学校プール循環器修繕委託
- 2 履行(納品)場所
横浜市立南高等学校 (横浜市港南区東永谷二丁目1番1号)
- 3 契約日
令和5年7月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年7月3日
- 5 契約金額
900,900円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4-12
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール循環器が故障し、運転が不可能な状態を確認しました。
そのため、授業等に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
教育施設課営繕係